

2015年度 唯物論研究協会

第38回 総会・研究大会

プログラム・レジュメ集

2015年

10月17日(土)・18日(日)

【開催校】

群馬大学

唯物論研究協会 第38回総会・研究大会

(開催校：群馬大学)

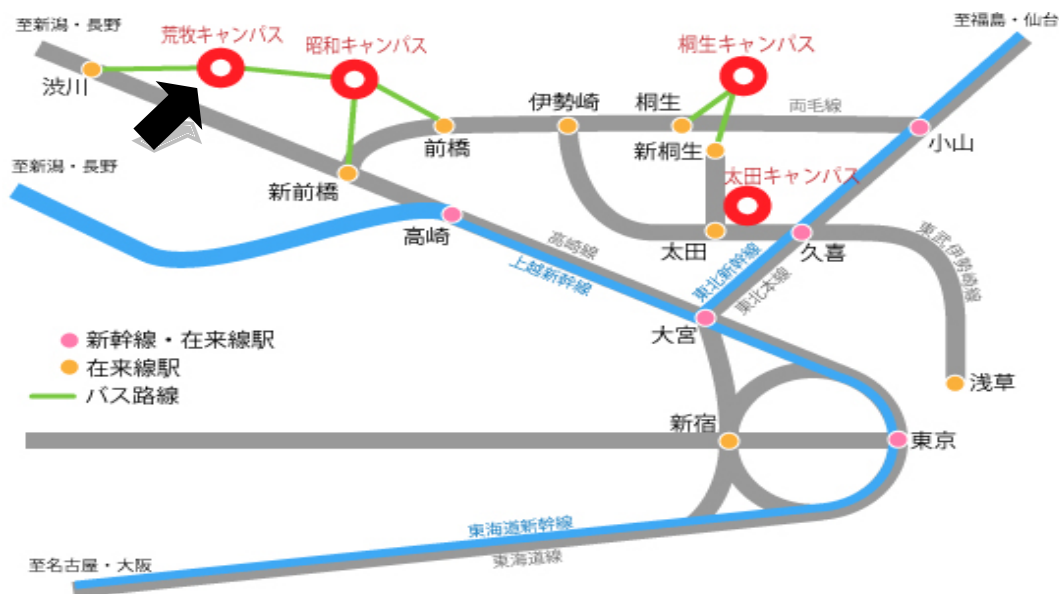
プログラム・レジュメ集

目次

群馬大学へのアクセス	2
会場案内	3
大会プログラム	4
テーマ別セッションのお知らせ	7
ラウンドテーブルのお知らせ	7
シンポジウム趣意書	8
シンポジウム報告要旨	11
個人研究発表要旨	19
分科会報告要旨	30
宿泊施設のご案内	43

群馬大学荒牧キャンパスまでのアクセス

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町四丁目 2 番地／027-220-7223（教育学部）



◆鉄道アクセス 東京方面から前橋駅まで

- 新幹線 所要時間：約 1 時間 20 分

東京——(上越・北陸新幹線)——高崎——(両毛線)——前橋

- 在来線 所要時間：約2時間30分

新宿——(埼京線)——大宮——(高崎線)——高崎——(両毛線)——前橋

◆前橋駅からのバス案内◆

IR 前橋駅北口 2 番乗り場（関越交通バス）

*群馬大学 HP では「1 番乗り場」と表記されていますが、誤りですのでご注意ください。

- ◎【群馬大学荒牧經由渋川駅行】／【群馬大学荒牧經由渋川市内循環渋川駅行】

→「群馬大学荒牧」下車（所要時間約28分／運賃390円）

- 【
- 澁川駅行**
- 】 / 【
- 澁川市内循環澁川駅行**
- 】

→「前橋自動車教習所前」下車（所要時間約 25 分＋徒歩 10 分／運賃 390 円）

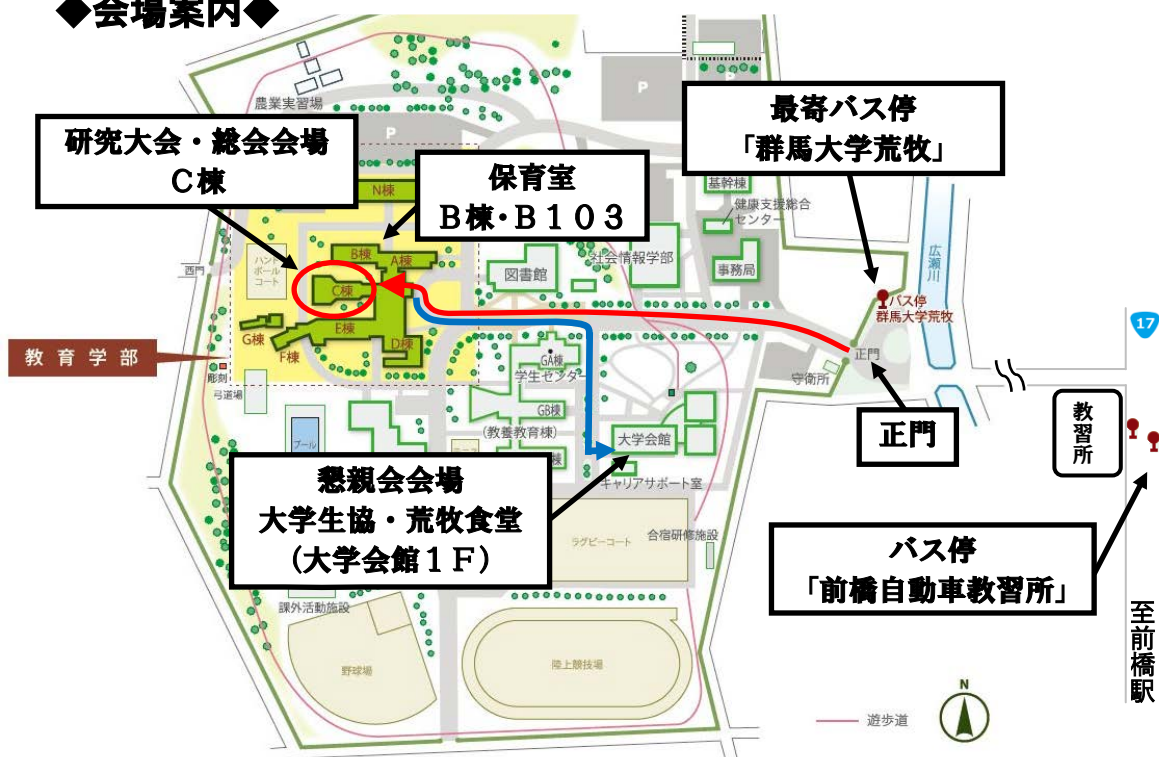
*「群馬大学荒牧」には停車しません。

※復路案内：群馬大学から前橋駅まで

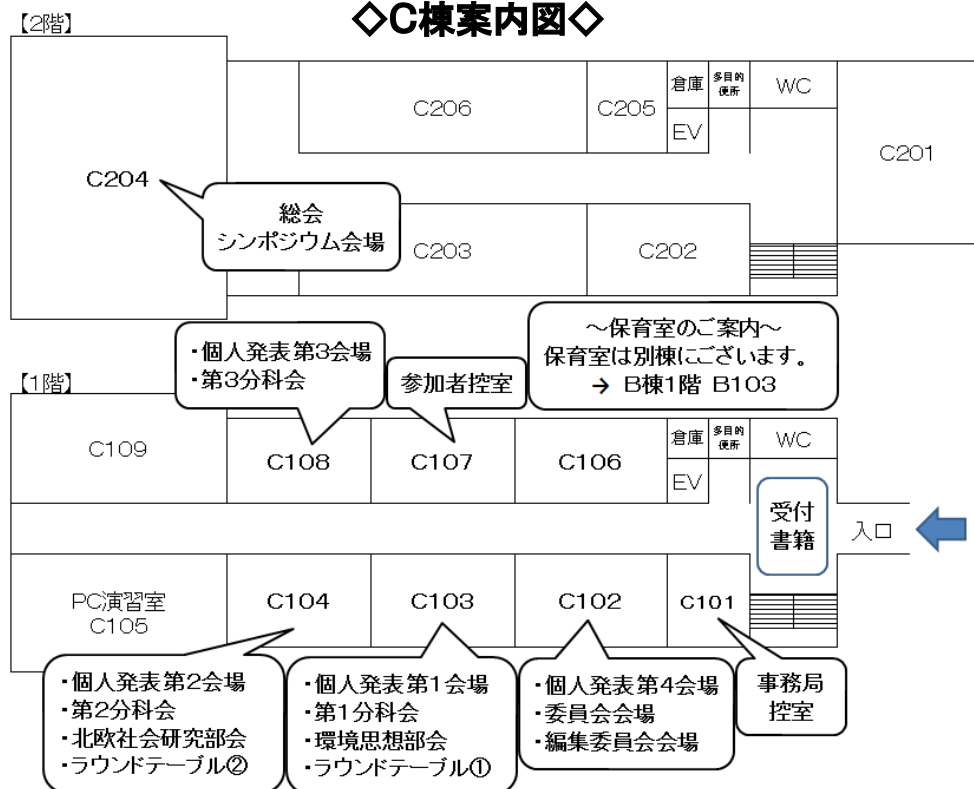
- ◎「群馬大学荒牧」乗車 16:45 16:55 17:25 17:44 18:00 18:23=最終

- 「前橋自動車教習所前」乗車 18:43 19:07 20:17 20:42 21:26=最終

◆会場案内◆



◇C棟案内図◇



2015年度 唯物論研究協会 第38回総会・研究大会

【プログラム】

■■ 10月17日(土) ■■

09:30～12:00 《テーマ別セッション》

環境思想部会 *開催未定
比較社会研究部会

【C103】
【C104】

* * * * *

13:00～14:20 《総会》

【C204】

* * * * *

14:30～18:00 《シンポジウム》

【C204】

「暗い」時代を生きる思想——歴史意識の現在」

報告： 加藤 圭木（一橋大学）

植民地主義の暴力への想像力を鍛え直すために
——歴史意識の現在——

豊泉 周治（群馬大学）

コンサマトリーな民主主義

和田 悠（立教大学）

1970年代以降の死刑廃止の思想と運動

司会： 南 有哲（三重短期大学）

* * * * *

18:10～20:00 《懇親会》

【大学生協・荒牧食堂】

■■ 10月18日(日) ■■

10:00～12:00 ≪個人研究発表≫

◆第1会場(Lタイプ)

【C103】

市井 吉興(立命館大学)

2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けたレガシー創造の政治学

早野 禎二(東海学園大学)

企業福祉の今日的課題

——日本の経営と「従業員共同体企業」モデルの視点から——

◆第2会場(Lタイプ)

【C104】

大倉 茂(立教大学兼任講師)

グローバル資本主義と疎外された公共圏

——内省的理性と公共的理性の弁証法——

志賀 信夫(大阪市立大学都市研究プラザ・博士研究員)

東アジアにおける社会的排除概念の有効性に関する再検討

◆第3会場(Lタイプ)

【C108】

大井 赤亥(日本学術振興会特別研究員 PD・東京大学他非常勤講師)

「戦後民主主義」の再審判——坂本義和を中心に——

中澤 平(立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程)

M.ウェーバーとルサンチマン論——ユダヤ教をめぐって——

◆第4会場(Sタイプ)

【C102】

天池 洋介(名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士後期課程)

賃金闘争としての福祉国家

——権力資源動員論と労働市場の独占価格の観点から——

伊藤 好一(北海学園大学大学院経済学研究科博士課程)

サードセクター論による経済的オルタナティブへの視座

——アメリカ型とヨーロッパ型の比較をもとに——

志田 圭将(一橋大学大学院言語社会研究科修士課程)

アドルノの「同一性」批判について

——認識・社会批判と「客観の優位」の観点から——

栗原 真史(一橋大学大学院社会学研究科修士課程)

イギリス福祉国家におけるハウジング研究の射程

——ヴィクトリア時代・大戦間期における「住居管理」に注目して——

12:00～13:30 《昼休み・ラウンドテーブル》

- ①「時代と私の研究（仕事）」（企画委員会） 【C103】
②「年誌を読む」（編集委員会） 【C104】

13:30～16:30 《テーマ別分科会》

第1分科会：「若者とコミュニケーション」 【C103】

報告：伊藤 賢一（群馬大学）

「やりたいことがわからない」のはなぜか
——若者が直面する困難——

南出 吉祥（岐阜大学）

コミュニケーションの成立基盤

——若者支援における身体性と場の生成——

司会：小西 二郎（名古屋芸術大学）

第2分科会：「文化研究の両義性」 【C104】

報告：菊地 夏野（名古屋市立大学）

フェミニズム理論のネオリベリズム／ポスト植民地主義批判
——ナンシー・フレイザーのフェミニズム批判から——

橋本 直人（神戸大学）

テキスト・現実・価値

——エドワード・サイードにおける文化研究の両義性——

司会：高山 智樹（北九州市立大学）

第3分科会：「現代資本主義論」 【C108】

報告：大屋 定晴（北海学園大学）

現代資本主義社会の現実把握のための二重の論理

——世界社会フォーラムに關与するマルクス派の

知的類縁性の探究——

平野 研（北海学園大学）

現代資本主義における低開発概念

司会：市原 あかね（金沢大学）

《テーマ別セッション》

前々回大会まで非公式企画として開催されておりました「インフォーマル・セッション」は、前大会より「テーマ別セッション」に名称を改め、正式プログラムとして開催されることになりました。部会メンバー以外の方の積極的なご参加をお待ちしています。

●環境思想部会●

＊開催未定（調整中）です。詳細は、後日ホームページにてお知らせいたします。

□日 時： 10月17日（土）9時30分～12時

□内 容： 未定

□責任者： 澤 佳成（東京農工大学）

●比較社会研究部会●

□日 時： 10月17日（土）9時30分～12時

□内 容： 高橋 在也（千葉大学）

「ウィリアム・モリス——「ヴィジョン」の概念に注目して——」（仮）

太田 美幸（一橋大学）

「スウェーデンのデザイン運動と「国民の家」構想」（仮）

□責任者： 小池 直人（名古屋大学）

《ラウンドテーブル》

大会2日目の昼休み（12:00-13:30）に、昼食をとりながらざっくばらんに語り合うラウンドテーブルを開催します。今年は以下の2つの企画を予定しております。お気軽にご参加ください。

①「時代と私の研究（仕事）」（企画委員会）

話題提供： 尾関周二さん

②「年誌を読む」（編集委員会）

＊『唯物論研究年誌』20号（2015年10月発行）をご持参ください。

シンポジウム 「「暗い」時代を生きる思想——歴史意識の現在——」 【趣意書】

「暗い時代」であると言われるようになってから久しい。それは日本に暮らす多数の人々にとって未来への展望が見出せず、社会が閉塞感に満ちた時代だということなのである。

現在の「暗さ」への嘆きは、過去の「明るさ」への憧憬がもたらしたものに違いない。テロや戦争の脅威から無縁な「平和」、犯罪が少なく女性が深夜に一人歩きしても大丈夫な「治安」、社会主義国よりも社会主義的でさえある「平等」、科学技術立国と高い民度を支える「教育」、世界最高の平均寿命を実現した「医療」、勤勉な国民性と高度なもののづくり能力に支えられた「安全」、非欧米圏唯一にして世界トップレベルの豊かさを誇る「経済大国」、そして諸国を政治的・経済的・技術的に領導する「アジアのリーダー」…。こういったことが「明るかった」時代における日本国民の自国像であったであろう。要するに「暗い時代」の到来とは、国民の目前でこれら自画像の解体が進行し、回復するための方途すら見出せないことに他ならないのである。

かかる「明るさ」の喪失に至った背景となる要因を挙げることは比較的容易なことである。その第一は、財界や保守政治家、官僚といった日本の支配層がアメリカ主導のグローバル化に積極的に加担し、いわゆる新自由主義的改革を進めていった結果として、日本の経済と社会に深刻な変容が生じ、多くの人々にとって住み辛い国となりつつあることである。

第二の要因は、中国をはじめとするアジア諸国の急速な発展と発言力増大の結果として、日本の国際的地位の低下が顕著になってきたことに伴って、日本国民が抱いていた「大国」なる自国イメージとそれに基づくプライドが痛撃されたことである。

そして第三に挙げるべきは、東日本大震災と福島第一原発事故である。狭隘な災害列島たる日本に大量の原発を設置することの愚は明白であったのに、巨大資本の利権と核武装実現の野望の余地の確保のために、マスコミや学界を広く巻き込んだ原発安全神話の散布と、衰退に苦しむ過疎地域の人々への大量の公的資金の投入を通じた誘導が世界第三位の原発大国を生み出した。そしていずれは起こるべき災害が発生した結果として、あのような事態がもたらされたのである。

かかる「暗い」時代の到来に対する一つの応答として急速に興隆し世を席卷しつつある言説が、「明るかった日本」回復の要求と、「まだまだ捨てたものではない日本」への賛美である。この見地に立つ者にとっては、失われた「明るさ」は無批判的に肯定され、「明るさ」喪失の原因は日本社会の内部矛盾にではなく「外」に求められることになる。かくして、日本の「明るさ」を奪ったのは、だれにも責任のない不幸な大災害、謀略的な反日諸国やこれと結託した売国勢力、自己責任を果たさない怠惰な寄生分子や外国籍者、あるいは害毒をたれ流す左翼やフェミニストといった「外敵」で

あるとされ、そういった連中を撃退して日本国民を鼓舞することが「明るい日本」奪還のための喫緊の課題だということになってしまうのである。そこまでラディカルではなくよりマイルドな日本礼賛の言説ならば、いまや至るところに溢れている。

多くの人々や政治勢力、マスコミが「明るさ」回復への明確な展望を示せず動揺するなか、断固とこの見地に立っているのが安倍政権とその積極的支持勢力である。ゼロ年代以降、日本の現状についての批判的認識と自公政権への不信が国民の間に高まり、それは09年に民主党への政権交代として結実した。しかし、一向に具体化されないマニフェストや打ち続く内部抗争、さらには震災と原発事故への無策ぶりによって、政権への支持は急減していく。他方、保守勢力の側においても主流的部分が明確な展望を示せないでいるもとの、最終的に極右的部分がヘゲモニーを掌握するに至り、戦後史上未曾有の反動政権が誕生することになったのである。そして、この政権は自らの見地を隠蔽するどころか、むしろ国内外へ向けて積極的に振りかざすことで、国民の裡に存在している「本当は素晴らしい日本」なる感情を積極的に動員し、自らの政治的基盤の強化と影響力の増大を図っているかに見える。そしてその勢いに乗じて、これまでの保守政権が成し得なかった諸政策を強引に推進するという「暴走」状態に突入しているのである。

もちろんかかる路線は、大局的には日本が直面する「暗さ」を一層深めるものに他ならないが、とは言え眼前の「暗さ」に打ちひしがれた人々にとって、「日本は悪くない」「日本は素晴らしい」なる言説は苦痛を忘れさせるアヘンとして作用する。そしてこの甘美な声にとらわれてしまった者たちは、歴史に正対し現実を直視することを求める呼びかけに対して、「日本を貶める敵」として激しく牙を剥くことになる。このような状況がヘイトスピーチ拡大の根本条件であることは言うまでもないが、さらに憂慮すべきは、大学や学界、教育界といった領域においてすら、このような声を援護射撃とした反動的政策の推進に抗して理性的・批判的言説を対置することに消極的な空気が広がりつつあることである。

かかる現状に対して、わたしたちに求められているのは何か。第一には、これまでとは異なる新たな日本社会の在り方を構想することである。そのためには、過去に真摯に向き合い「明るさ」が失われた要因にとどまらず、これまでの「明るさ」そのものを批判的に総括することが必要であろう。それはたとえば、過去の日本の繁栄なるものは、国内外の弱者へ負担を転嫁することの上に初めて存立しえたものではなかったのか、あるいは日本が達成してきた「豊かさ」とは、本当にその名に値するものであったのか、ということへの真摯なる検証を含むはずである。

第二には、これまでの「明るさ」を支えてきた「戦後体制」の限界を明らかにするとともに、新たな「明るさ」実現のための資源として生かせるものを発掘していくことである。たとえば戦後体制を支えてきた保守勢力の主流的部分は、多様な争点をめぐって左派やリベラル派と鋭く対立しつつも、侵略と植民地化の近現代史については一定の批判的認識を保持してアジア諸国との友好関係を重視し、また露骨な明文改憲に対しては躊躇を見せるという、それなりの理性とバランス感覚を備えた存在であっ

た。またこういった勢力はグローバル化に対応した規制緩和を求める巨大資本に依拠しつつも、同時に農山漁村や町内会・商店会といった地域のコミュニティにも目配りを欠かさなかったものであり、このことが結果的に大衆の生活の安定化に寄与してきたという側面も無視することはできない。こういったことに対しては、従来の保革対立の枠組みを超えた、より広い視野にたった評価がなされるべきだと考えられる。

そして第三には、日本を席卷しつつある思潮、すなわち日本を一方向的に賛美し、過去の直視と現状の批判的総括を求める思考を敵視して攻撃するような見地に正面から対峙し、これを封じ込めて大衆的な影響力を減殺していくための方途を模索することである。

そのように考えるならば、歴史意識の問題こそ喫緊の課題だということになるだろう。「過去のことはもう無関係」と歴史を切り捨てる見地や、「栄光の歴史」に酔い痴れる見地と対峙し、過去を批判的にとらえ返して未来への展望を切り開けるような歴史意識を、まずは私たち自身が鍛え上げていくことが求められているのである。

植民地主義の暴力への想像力を鍛え直すために
——歴史意識の現在——
加藤 圭木（一橋大学）

歴史意識の現在

近代日本の侵略戦争と植民地支配に対する歴史修正主義が、影響力を拡大している。書店には「嫌韓本」が並び、歴史を歪曲する情報がネットにあふれ、安倍首相をはじめとした多くの政治家が日本の過去を美化する歴史認識を持っているのである。

こうした中で、今年 8 月 14 日に発表された安倍首相の「戦後 70 年談話」が発表された。この談話は、極めて多くの問題を抱えているが、ここでは、朝鮮植民地支配に関わる点に触れたい。同談話は「日露戦争は、植民地支配のもとにあった、多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけました」として、朝鮮植民地化政策が本格化した日露戦争に対して、肯定的な評価を与えている。そして、談話全体を通じて、朝鮮植民地化や植民地支配に対する批判的な認識は見られない。なお、同談話を作成するにあたって結成された安倍首相の私的諮問機関（21 世紀構想懇談会）は、報告書で、「1910 年から終戦までの 35 年間、日本による韓国の植民地統治は、1920 年代に一定の緩和もあり、経済成長も実現したが、1930 年代後半から過酷化した」との認識を示している。「過酷化」したのは一時期に過ぎないとした上で、経済成長の側面を強調するなど、植民地支配の暴力性を矮小化しようとする意図が感じられる。

また、歴史認識をめぐる、大きな焦点となっているのが、日本軍「慰安婦」（日本軍性奴隷制）問題である。以前から徐々に影響力を強めてきていた日本軍「慰安婦」問題に対するバッシングは、昨年 8 月に朝日新聞が日本軍「慰安婦」問題報道の一部に「誤報」があったとの検証記事を掲載したことをきっかけに、急速に拡大した。日本軍「慰安婦」は歴史的根拠がない、ねつ造であるといった言説が、まかり通っているのが、2015 年の日本社会の姿である。

こうした中で、私たちはどのように歴史と向き合っていけばよいのだろうか。本報告では、第一に朝鮮近現代史研究の立場から、植民地主義の暴力への想像力を鍛え直すための方法について検討してみたい。そして、第二に、日本軍「慰安婦」問題をめぐる裁判に対する考察を通じて、歴史と真摯に向き合う道について検討する。

植民地支配認識を鍛え直す

日本社会において、植民地主義の暴力に対する認識は極めて希薄であると考えられる。また、趣意書にあるように、「過去のことはもはや無関係」という意識も根強い。ここでは、植民地主義に対する認識を鍛え直すための方法を、以下二つにわけて、検討したい。

第一に、植民地支配責任論の視角である。近現代の歴史認識問題といえ、十五年

戦争期の問題、具体的には日本軍「慰安婦」問題や強制連行の問題などが、想起されやすい。そして、こうした問題は従来戦争責任という範疇において議論されてきた。しかし、それらは植民地支配のすべてではない。戦争責任という概念では把握しきれない様々な暴力に対する責任について、概念を定立していく必要がある。こうした問題意識から、近年唱えられているのが、植民地支配責任論である（板垣竜太「植民地支配責任を定立するために」中野敏男ほか編『継続する植民地主義』青弓社、2005年）。

ここで、戦争責任論では捉えきれない植民地支配の暴力の問題として、具体例を一つあげれば、植民地朝鮮における公害問題がある。浅野セメントや日窒財閥などの日本企業は植民地朝鮮において公害を引き起こしていたが、このことは今日に至るまでほとんど忘れられてきた（拙稿「朝鮮植民地支配と公害」『史海』61、2014年）。こうした問題に光を当て、その責任について議論していく際に、植民地支配責任論は有効であろう。

また、日本軍「慰安婦」問題をめぐって、戦時期における朝鮮人「慰安婦」動員の背景には、植民地支配による急速な貧困の拡大があったことを確認する必要がある（宋連玉「「慰安婦」問題から植民地世界の日常へ」歴史学研究会ほか編『「慰安婦」問題を／から考える』岩波書店、2014年）。単に戦争責任という枠組みだけでは、日本軍「慰安婦」に対して行使されていた暴力を総体として把握できず、植民地支配責任の視点が必要なのである。

第二に、「戦後日本」の植民地主義、あるいは、現在まで継続する植民地主義という視点である。中野敏男は、「民主主義」を標榜するこの体制〔戦後日本—加藤〕が、朝鮮半島の戦争状況＝南北分断という現実を踏み台にして在日朝鮮人への敵視政策を維持し、また彼らへの社会的差別を「正当化」しつづけている」点から、戦後に継続する植民地主義を読み取っている（中野「東アジアで「戦後」を問うこと」中野ほか編前掲書）。また、鄭栄桓は、安倍政権の解釈改憲などの動きへの対抗の中で、「平和で民主的だった「戦後日本」が、安倍政権によって壊されようとしている」との認識が形成されていることに警鐘を鳴らし、「戦後日本」が朝鮮戦争やベトナム戦争に荷担しつづけてきた歴史を想起すべきだと主張している（鄭「「戦後日本」の戦争と「平和主義」」『歴史学研究』934、2015年）。このように、植民地主義の暴力の歴史を、敗戦以前に限定することなく、現在まで継続するものとして捉えていく必要があるだろう。

以上で見たように、十五年戦争期に限定することなく、植民地支配期全体、そして、「戦後」といわれる時代をも含めて、日本による植民地主義の暴力を批判的に検証するべきである。そうした作業が、歴史への想像力を鍛え直す上で重要な意味を持つと考える。

暴力の歴史と向き合うとは

侵略戦争や植民地支配による被害の問題に、私たちはどのように向き合うのか。日本軍「慰安婦」問題をめぐる裁判の経験から、このことを考えてみたい。

まず、とりあげたいのは、在日朝鮮人の日本軍「慰安婦」被害者の宋神道の裁判を支援した梁澄子の経験である。梁は、支援運動について、「国家による重大人権侵害の被害者が抱える闇は、通常の体験しかしたことのない者には、とうてい知り得ないものであることを知った。私たちの運動は「知り得ない」ということを「知る」ということから始まった。／とうてい「知り得ない」その闇の深さを認識しつつ、知ろうとする努力を怠らないこと……を固く心に決めて臨んできた」と振り返っている（在日の慰安婦裁判を支える会編『オレの心は負けてない』樹花舎、2007年）。この言葉は、私たちが過去の歴史と向き合う上で、重要なヒントを与えてくれるように思われる。

もう一つ紹介したいのは、私自身も支援運動に関わっている吉見義明の裁判である。吉見裁判は、2013年に当時衆院議員であった桜内文城が、吉見の日本軍「慰安婦」問題に関する著作を「ねつ造」とであると発言したことについて、謝罪と賠償を求めて提訴したものである。この裁判の意義は、吉見が「ねつ造」していないことを明確にし、日本社会で日本軍「慰安婦」問題に対する正確な認識を定着させることにある。吉見の議論は、すでに90年代半ばの段階で極めて実証性の高いものであったが、吉見はこの裁判をたたかうなかで、日本軍「慰安婦」制度の実態についてさらに検討を重ね、研究の精度を高めようとしている。吉見はいまだに加害の歴史の全容を解明できていないと考え、研究を継続しているのであろう。こうした吉見の姿勢から、私たちはいまだに加害の歴史のほんの一部しか知らないということを、学ぶことができるだろう。

以上から、私たちは被害の経験は容易に理解し得ないこと、そして、加害の歴史の一部しか私たちはまだ知らないということを、確認したい。私たちに求められているのは、そうした認識を前提にしながら、加害と被害の歴史を明らかにする作業を粘り強く続け、植民地主義の暴力への想像力を鍛え直していくことであろう。時間はかかるかも知れないが、そのことが、独善的な歴史認識を克服していくことにつながると思う。

コンサマトリーな民主主義
豊泉 周治（群馬大学）

「民主主義って何だ、何だ!」。シールズのコールがずっと耳から離れない会員も少なくないのではないかと。衆議院での安保法制強行採決が近づくなか、国会前のデモに結集する若者たちから聞こえてきたこのリズムカルなコールは、多くの知識人が語っているように、私にとっても衝撃的であった。「民主主義は、これだ」とコールは続く。ハーバーマスやアーレントに学んで哲学の言葉で考えてきた民主主義の可能性と現実性が、そこではリアルに繰り広げられているように思えたからだ。

本シンポジウムのテーマを若者論の観点から検討するように依頼されたとき、若者の活動はまだ局所的で、「歴史意識」というテーマは重すぎるとも感じた。いま、ムーブメントとなったこの若者たちの活動に寄せて、「暗い」時代を生きる思想と歴史意識の現在に言及することができるように思う。

1. 「暗い」時代の幸福な若者

この夏で一変するかもしれないが、このところ若者論のトレンドは「幸福な若者たち」である。2000年代になって格差と貧困が拡大し、その波にまっ先に襲われた若者の危機が盛んに論じられたのにもかかわらず、「暗い」時代を生きる当の若者たちは、各種の意識調査において「満足」「幸せ」とする回答を顕著に増加させてきたからである（2010, 豊泉）。その傾向はさらに強まっている。内閣府の調査で現在の生活に「満足」「まあ満足」と回答した20代男性の割合は、2008年の69.7%から2014年の78%にまで上昇した。中高生を対象としたNHK放送文化研究所の調査では、「とても幸せだ」「まあ幸せだ」が90数%に達するのだが、2002年から2012の10年間で「とても幸せだ」が顕著に増加した。多くの学者たちが実証する「暗い」時代を生きるはずの若者は、なぜ現在の生活に満足し、幸福を感じるのか。

私は「幸福の現在主義」としてこの問題に注目し、若者のコンサマトリー化する意識の現実と意義を探った（2010, 豊泉）。その後、社会学者の間で議論が広がり、古市憲寿『絶望の国の幸福な若者たち』（2011）が出て、いまに続くトレンドになった。かの大澤真幸は、コンサマトリー化の議論を誤りではないがミスリーディングであるとし、より幸福な未来を想定できない「不可能性の時代」であるからこそ、若者はあえて現在を「幸福」として肯定するとした。古市は、現在の若者にとって「仲間」の親密圏の重要性が高まっているとして、親密圏の充足感こそが「絶望の時代」を生きる若者の「幸福」の本質であるとした。共通するのは、若者にとって社会の未来に希望はないということ。そして、だからこそ若者は現在を幸福であるとし、あるいは親密圏のいまを幸福に生きられる、というのである。いずれも、若者の幸福感の表層をなでるような解釈にとどまっている。私が提起したのは、「暗い」時代を生き抜く思想としてのコンサマトリー化であった。

2. コンサマトリー化の概念と歴史

コンサマトリーという概念は、日本では主として保守派の知識人によって取りあげられ、将来のことを考えずにいまを享樂的に生きるかのような、もっぱら否定的な価値観としてのみ流布されてきた。だが、この概念を社会学に導入したパーソンズの議論をみれば、インストラメンタル（道具的）な価値観に依拠する社会システム論にとって、それがいかに脅威であったかがよくわかる。パーソンズは、産業化の価値を内面化した内部指向型の社会から仲間集団に準拠する他人指向型の社会へというリースマンの主張に対抗して、コンサマトリーの概念を自説に取り込んだ。「社会は『それ自体が目標』であるのではなく……社会を超越する諸目標を達成する手段として把握される」。そして個人としての人間は、この上位の価値の実現に献身する「道具」である（「道具的活動主義」）、というのである。その上でパーソンズは、他人指向型の価値の出現（コンサマトリー化）は社会の構造分化の結果であり、この上位の価値と対立するものではなく、補完的だと主張したのである。

パーソンズの議論はコンサマトリー化を懸念しながらも、1950年代アメリカ社会を前にして、道具的活動主義による産業主義的な社会統合の理想を述べたものである。その理想は、1960年代の日本における高度経済成長期の社会統合の夢へと続いた。しかし、その理想と夢は1980年代以降の新自由主義政策によって虚構と化し、1990年代にはバブルとともに破綻した。そのとき、「暗い」時代にまっ先に投げ出された若者たちは、インストラメンタルな価値をコンサマトリーな価値へと適応的に変容させて、「能力主義（道具的活動主義）の虚構」の露呈したこの不平等な社会にあっても、なお「幸せ」に生き抜いてきたのである。そこには、インストラメンタルな能力主義に支配されないコンサマトリーな生き方への「ビジョンの変化の兆候」が内在している。

日本におけるコンサマトリー化の傾向は高度成長期の終わりとともに始まるが、なぜ2000年代になって20代男性の「満足」が大きく高まったのかも理解できよう。コンサマトリー化は若者文化に浸透していたとはいえ、男たちの人生は1990年代半ばまで確固としてインストラメンタルなシステムに組み込まれていた（そう信じられていた）。そのシステムの破綻が多くの若者（男性）にとって歴然となったのが2000年代だったのである。

3. コンサマトリーな民主主義

アーレントによれば、「暗い時代」とは「公的領域の光が奪われた時代」であるという。公的領域とは、人びとが共同的な活動と言論によって、互いにかけてがえの個人として人間的世界に現れ出ることのできる空間であり、この空間を保持する権力を生成する政治的領域である。「その光が「信頼の喪失」「見えない政府」によって……さらには古き真実を護持するという名目であらゆる真実を無意味な通俗性の中におとしめる道徳的その他の説教によって消されるとき、暗闇は招来される」。シールズに結

集する若者たちの活動と言論は、公的領域のこの光を取り戻す運動とみることができるのではないか。

活動のスタイルも言論の内容も、コンサマトリーな価値に彩られ、個人を「道具」と化するインストラメンタルな安倍政治との対決を際立たせている。スピーチ（言論）に立つ若者の姿は、人間的世界に「現れ出る」ということの意味を、そして公的領域の光がそこに差して込んでくることを実感させる。語られる言葉からは、私生活の幸せを大切にすることが伝わり、いまや光の輪は互いに見知らぬ仲間たちを結んで大きく広がっている。一方、この若者たちを「就職できない」、「利己的個人主義」と威嚇した政治家の言葉は、人を道具とみる現代のシステムの民主主義とはかけ離れた姿を露呈させた。若者たちにとって民主主義とは「それ自体が目標」であり、「いま、ここ」にある活動と言論を通じて「これが、民主主義だ」というのである。その活動と言論から、安倍政治の正統性を左右する「権力」（コミュニケーション的権力／ハーバーマス）が生まれていることは確かだ。

1970 年代以降の死刑廃止の思想と運動

和田 悠（立教大学）

2012 年 6 月 29 日、首都圏反原発連合が呼びかけた首相官邸前抗議に多くの参加者がつめかけ、警察警備の阻止線が決壊し、路上が占拠された状態になった。この日、主催者である首都圏反原発連合（以下、反原発と略）のミサオ・レッドウルフは、官邸前デモが「暴動」になることをおそれ、通常であれば 20 時まで続く抗議活動を中断し、警察車両の上から抗議活動の解散を宣言した。彼女の主張は、ここで事故が起きれば抗議が継続できないこと、ここに集まったたった 10 万人では原発をとめることができず、むしろ暴動になれば「反原発」のイメージが悪くなり、それがマスコミを通じて流布されることが運動にとって決定的なマイナスであるというものであった。

「反原発」の脱原発運動については、このミサオ氏の発言や判断に象徴されるように警察権力に対する緊張感が欠如しており、警察と一体となった管理デモを行なっているという批判や「再稼働反対」の「一点共闘」の視野狭窄が指摘されることは少なくない。それに対してミサオ氏は、官邸前行動に参加しやすい、誰でもできる抗議として展開することを課題としており、シングルイシューにしてわかりやすく課題を提起することで、参加者の幅を広げようと考えているのだろう。もっとも、こうした一点共闘の幅広主義の考え方はミサオ氏にかぎらず、現在、さまざまな地域で展開した脱原発運動や安全保障関連法案に反対する運動においても広く共有されている考え方であるように思われる。

だが、こうした運動観は思想性が欠けており、社会を変革する民衆の主体性についての理解、言い換えれば、権力と民衆の関係性についての問いや認識が希薄である。もっとも 3.11 後の脱原発運動の隆盛については、その自然成長的性格を評価する向きもある。だが、こうした議論は社会変革における革新政党の指導性をどこかで自明の前提にしている部分があるように思われるし、市民・市民運動の自発性や創造性、あるいはまた脆弱性や問題性が問われることなく、市民運動の現在の射程を測定することを難しくしているようにも感じられる。

また、上記の点にかかわって、「反原発」が自らのアイデンティティを、彼らのいうイデオロギーが過剰な既成の左翼運動との対比で立ち上げていることを指摘しておきたい。こうした自己理解では戦後社会運動の歴史的経験と接続することができなくなってしまう。戦後日本の「反権力」の思想と運動を継承的批判することがなければ、やはり反体制運動として成熟しないのではないだろうか。「過去のことはもう無関係」と歴史を切り捨てる発想と論理は、「脱原発」を含む市民運動の側にも克服すべきものとして存在しているのではないだろうか。

「『暗い』時代を生きる思想」というシンポジウムのタイトルを聴いた時に想起したのは、1970 年代から豊前火力反対運動・環境権裁判闘争を闘った松下竜一の「暗闇に耐える思想」であった。以下の松下の発言は、運動における思想性とは何かを説明し

ている。少々長いが引用しておきたい。

当時、開発問題に取り組む地方の反対運動は本当に厳しい状況でした。私は中津の町や豊前市の公民館なんかにずいぶん訴えて回りましたが、例えばそういう会場で、あるおじいさんが立ち上がりまして、「あなたが言うように、豊前火力発電所ができれば公害がでるだろう。しかしながら、ここに働き場がないから、自分の息子は遠い川崎にまで働きに行っている。そして、向こうで公害を浴びている。同じ公害を浴びるなら、親子一緒にこっちで浴びたい」と言ったんですね。こう言われますと、返す言葉がなかったんですね。そういう状況の中で豊前火力発電所に反対するためには、単に公害をあげつらうだけではどうにもなりません。だから「暗闇の思想」というようなことを前面に打ち出さざるを得なかった。

おそらく、本来の、地域の公害反対運動というのは、そういう思想性まで打ち出して闘うべきではない、と言いますか、そこまで行くと、もう敗けます。もっと具体的に「こんな怖いことなんです。こんな公害があるんですよ」と言うことで訴えるというのが一番強いわけですね。

ところが、我々のところではそんな段階ではなかった。そういうことでは訴えようがなかった。だから、もう思い切って少数者の理念を前面に出して、孤立した運動をするしかありませんでした。それが「暗闇の思想」でした。つまり公害問題だけではなく、もうこれ以上エネルギーを浪費するような生活は許されないのではないか、ということ訴えるしかなかったわけです。

このたびの報告では、松下のいう「少数者の理念を前面に出して、孤立した運動」のひとつである死刑廃止運動を題材に、「『暗い』時代を生きる思想」とは何かを具体的に考えたい。分析の素材とするのは、1948年に兵庫県に生まれ、東京大学法学部を中退し、山谷労働者の解放運動を経て、1977年から82年まで永山則夫裁判を支援し、それ以降、死刑囚支援を通じて死刑廃止に独自の立場からかかわってきた武田和夫氏の思想と行動である。私と武田氏はともに板橋区に居住し、地域の市民運動や文化サークルで行動をともにしてきた。運動の思想性という問題意識も武田氏とのつきあいのなかから生じたものである。

報告では、「有機的知識人」として死刑廃止運動の理論的支柱として発言してきた武田の死刑廃止思想の内実を機関紙などの分析と聞き取りによって明らかにするとともに、1970年代から2000年代にかけての「死刑廃止運動」の航跡を同時代の社会との接点で明らかにする作業を行なう。この作業は、ポスト高度成長期の日本の「明るさ」「豊かさ」とをとり返し、「すべての人が、共に生きられる社会」とは何かという問題を提起することになるはずである。それは、能力主義を批判し、人格の根源的破壊にどう立ち向かうのかという問題意識に貫かれた唯物論研究協会（1978年～）の学問運動と呼応しており、唯物論研究協会の思想のアクチュアリティを考えることにもつながるはずだと考えている。

2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けたレガシー創造の政治学
市井 吉興（立命館大学）

2015年7月17日、安倍晋三首相は2020年東京オリンピック・パラリンピックの主会場となる新国立競技場の建設計画を白紙撤回すると表明した。この白紙撤回表明の背景には、国会で審議されている安保法制に対する批判や低下する内閣支持率に対する首相のパフォーマンスとの見方もある。しかし、新国立競技場の総工費が2520億円にも膨れ上がったことが明らかになることにより、高まった世論の批判が白紙撤回という首相の決断を促したことは否めない。

とはいえ、新国立競技場の建設計画の見直しを求める声は、東京へのオリンピック・パラリンピック招致活動の時点から、すでに建築家や市民からあげられていた。さらに言えば、2011年3月11日に発生した東日本大震災がもたらした甚大な被害状況、なかなか進まない復興の状況を目前にして、2020年の夏季オリンピック・パラリンピックを東京に招致し、これを実施することについて、少なからず疑問—もちろん、強く招致活動を反対し、オリンピックそのものを否定する声も存在—が提示されてきた。それにもかかわらず、そのような疑問や声は顧みられず、招致活動は進められ、「オリンピック・レガシー」の名のもとでオリンピック・パラリンピックを機に発展する東京、さらには日本の未来予想図が華々しく提示されようとしている。

本報告は、現在の日本の政治・経済状況において、オリンピックというスポーツイベントに課せられた政治的・経済的、さらには文化的な「期待」や「役割」について、検討を試みることにある。たとえば、今回の招致活動では「オリンピック・レガシー」という言葉が、頻繁に用いられてきた。このレガシーという言葉であるが、有形のレガシーと無形のレガシーという2つに分類されている。有形のレガシーとは、建築物や都市計画、スポーツ施設、経済発展、旅行者の増加等といった目や数字で具体的に見えるものとなる。無形のレガシーとは、オリンピックに関連する記憶、オリンピック教育の浸透、ボランティアの経験等のように可視化または数値化するのが難しいものである。とはいえ、これらは相互に関連するものであるとともに、レガシーとは「インパクト」と称される短期的な影響を意味するものではなく、長期的なものを意味している。

招致決定後、三菱総合研究所が母体となっているプラチナ社会研究所に設けられたレガシー共創協議会（2014年4月25日発足）のもとで、レガシーの創造が進められている。本報告では、レガシー共創協議会が発表してきた提言を基軸に、関連する諸機関—たとえば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、政府—の政策提言を分析する。なお、本報告内容に関連して、IOCが定める「オリンピック憲章」や2014年12月に採択された「オリンピックアジェンダ2020」にも言及し、それらが現在進められているレガシー創造にどのような影響を与えているのかについても検討を試みたい。

企業福祉の今日的課題
——日本の経営と「従業員共同体企業」モデルの視点から——
早野 禎二（東海学園大学）

本報告では、今日の企業福祉の課題について考察することを目的とする。日本の企業福祉の歴史を辿ると、それは、「日本的経営」の成立と密接に関連を持ったものであることが理解できる。日本的経営は、日本の「イエ」組織の伝統を企業経営の中に擬制的に導入したもので、終身雇用制、年功序列制、企業別組合という特徴を持っていた。それは、ドーアによれば、「従業員共同体企業」という特徴を持ち、従業員の福祉を保障する機能を持っていた。それは、近代化の過程において、国の福祉制度の整備の遅れを補う形で進められ、企業にとっては労働者の確保、企業への忠誠心の確保という意味を持っていた。戦後もこのスタイルは継続され、日本の経済成長を支える原動力になった。それは、企業のみならず、社会の安定要因として機能した。

しかし、1990年代半ば以降、グローバル化と新自由主義が日本社会に入ってきて、日本的経営も大きく転換を余儀なくされる。経団連の『『新時代の「日本的経営」—挑戦すべき方向とその具体策—』（1995）が転機となって、企業経営に、「能力・業績評価」が導入され、企業福祉も、従業員の多様化する価値と個人指向に対応して、個別に従業員を対象とするものになっていった。それは、「能力・業績主義」にも対応したものであり、企業福祉もカフェテリアプランなど選択性を重視しながら総額を抑制管理する方向に転換した。集団指向から個人指向への変化は、ベックの「個人化」が日本でも広まってきたことを意味する。

しかし、このような英米型の個人主義的な働き方は日本人の働き方にあっているのかという点について検討がされるべきであると考ええる。日本人の経済活動の特徴は、経済活動が人と人の社会的関係に埋め込まれていることである。企業という組織に帰属意識を持ち、長期的なコミットメントして、共同体的な関係のなかで働くことが、日本人に合った働き方ではないかと考える。

報告では、日本的経営と企業福祉の歴史とその特徴を押え、その変化の要因を分析し、社会の安定性が失われた今の日本社会で、再びそれが持っていた意義を考えていきたい。

参考文献

- 橋本俊詔『企業福祉の終焉—格差の時代にどう対応すべきか』中公新書、2005年
間宏『日本的経営の系譜』文眞堂、1963年
ロナルド・ドーア『日本型資本主義と市場主義の衝突』藤井真人訳、東洋経済新報社、2001年
村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』中央公論社、1979年
『新時代の「日本的経営」—挑戦すべき方向とその具体策—』日本経営者団体同盟、1995年
ウルリッヒ・ベック『危険社会—新しい近代への道』東廉・伊藤美登里訳、法政大学出版、1998年

グローバル資本主義と疎外された公共圏
——内省的理性と公共的理性の弁証法——
大倉 茂（立教大学兼任講師）

本報告の主題は、グローバル資本主義が跋扈する現代社会においてそれに対抗しうる公共圏の構築が困難になっている状況を、内省的理性と公共的理性との対比を通して理性のあり方に焦点をあてて素描することにある。

グローバル資本主義の飽くなく拡大は、単にわれわれの生活のすみずみまで資本主義を行き渡らせるだけでなく、われわれ自身の中にも深く入り込んでくる。グローバル資本主義が、拡大、深化をつづける中で、そのネガティブなあり方が露骨なまでに表出しているにも関わらず、それに対抗しうる公共圏が必ずしも機能しているとは言えない。それはなぜか。そのことを理性のあり方を考えることを通して考えていきたい。

資本主義による物象化によって、人間と人間の関係が、モノとモノとの関係になることで、人間が理性的な関係を持てないばかりか、過度に内省的になる。人間を孤立させる物象化は、公共的理性を無力化させ、内省的理性を際立たせる。そこで思い出されるのが、デカルトのコギトである。コギトによって導出した思惟実体の能力である理性こそが内省的理性であると言える。なぜなら、自らを自らで疑う過程によって見出された。まさに自らを自らで反省する、すなわち内省によって見出されたのである。コギトに基づく人間の規定が、近代個人主義であるすれば、近代個人主義の理性のあり方が内省的理性であることも確認されよう。近代個人主義という近代における人間の規定は、意識的に、そして社会的に作られ、意識的にも社会的にも個人の独立性が強調される。同時に、その理性のあり方は、公共的理性のあり方を見失い、内省的理性としてある。そのように考えるならば、公共圏を生み出した近代のあり方自体に公共圏を歪めてしまう可能性が内包されていたこととなる。

公共的理性が後景に退いてしまった理性は、内省的理性が前景に出てくることとなる。そのような理性のあり方は、既成のイデオロギーの再生産として現前に現れる。公共圏を人間と人間の理性的なつながりによる自由な言論・活動空間であるとするならば、現代社会において公共圏は構築自体が難しくなってしまうと同時に、ゆがんだ公共圏にならざるを得ない。現代社会における公共圏は、公共性を持たない孤独な理性に基づく、形式的な言論・活動空間に墮している。すなわち、公共圏が疎外されている状況がある。そういった疎外された公共圏をさして、公共圏そのものに対する悲観的な言説もある。

そのような状況下の中で、公共的理性のあり方を前景に出し、内省的理性と公共的理性の止揚を通して、公共圏の疎外状況をいかに突破するかをわれわれは考えなければならないだろう。

東アジアにおける社会的排除概念の有効性に関する再検討

志賀 信夫(大阪市立大学都市研究プラザ・博士研究員)

●報告概要

本報告は、フランス生まれ EU 育ちの概念である「社会的排除(Social Exclusion)」の東アジアにおける有効性について、反排除対策の視点から検討を試みるものである。

EU における社会的排除概念の広がりとは、1980 年代から顕在化してきた「新しい貧困」という社会問題の生起がある。この「新しい貧困」という社会問題は、1960 年代に生起した「貧困の再発見」という貧困問題の生起に対応する「相対的剥奪(Relative Deprivation)」から定義付けられる貧困概念を軸とした理論では対応できない。

社会的排除とは、市民社会における個人が市民として付与されるべき最低限度の自由を欠いており、それゆえに自己決定できないような生活状態であると定義できるものである。一方、相対的剥奪とは、正規雇用の男性稼ぎ主を中心とする家族共同体およびそのような家族共同体から形成される地域共同体によって期待される役割を果たすことができないような社会的必需品の欠如の状態であると定義されるものである。

この社会的排除概念には相対的剥奪概念になかった市民としての社会参加の理論が新たに導入されている。市民的社會参加理論は、「シティズンシップ(citizenship)論」として、特にイギリスやフランスにおいては蓄積があり、T.H.Marshall(Marshall 1992)に簡潔にまとめられている。EU における反排除の社会政策はシティズンシップアプローチを採用しており(Bhalla and Lapeyle 1999, 邦訳 32-3 頁)、市民社会における諸権利の意識および市民社会そのものが前提となっている。

しかし、東アジアにおいては、EU ほどシティズンシップの諸権利や市民社会の理論的検討がなされてきたわけではない(伊藤 1996, 133 頁)。もちろん、市民社会に関する理論的検討に関しては上村(2010)がまとめているように、皆無であったわけではなく、それらは東アジアの実際の社会状況を分析し理論化したというよりは、ヨーロッパにおける理論の検討に焦点があてられていた。

このような理由から、EU の社会的排除の理論をそのままのかたちで輸入するのではなく、東アジアの特殊性にそくした理論的整理が再度要請されているということがいえそうである。

これまでの研究から、以下のような結論が得られる。

- ①東アジアにおいても「新しい貧困」は生起しており、従来の貧困理論では対応できない。
- ②東アジアにおける反排除の活動や地域づくり分析すると、それらの活動や地域づくりのなかで各々の個人の「自由」の範囲が次第に確定されていっている。
- ③東アジアの反排除対策のプロセスにおいて「自由」の範囲が確定していった結果、それが次第に「権利」の要求に結びついており、これがシティズンシップ論をめぐる議論の発端となる可能性がある。

※本研究はその途上にあり、「東アジア」という場合、ひとまず日本、韓国、台湾を指すものとしておきたい。

●文献

伊藤周平, 1996, 『福祉国家と市民権—法社会学的アプローチ』法政大学出版局。

上村邦彦, 2010, 『市民社会とは何か—基本概念の系譜』平凡社新書。

Bhalla, A. and Lapeyre, E., 1999, *Poverty and Exclusion in a Global World, Bashingstroke: Macmillian*. (福原宏幸・中村健吾監訳, 2005, 『グローバル化と社会的排除 貧困問題と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂。)

Marshall, T. H. and Bottomore, T., 1992, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press. (岩崎信彦・中村健吾訳, 1993, 『シティズンシップと社会的階級』法律文化社。)

Townsend, P., 1979, *Poverty in the United Kingdom*, Pelican Books.

「戦後民主主義」の再審判
——坂本義和を中心に——

大井 赤亥（日本学術振興会特別研究員 PD・東京大学他非常勤講師）

「戦後民主主義」は、語られてきた。すなわち、「戦後民主主義」という言葉は、基本的には「他称」として、「戦後民主主義」を批判ないし継承しようとする者によって語られる対象であり、またそれは、戦後 70 年をへて今なお、その功罪を含め語られ続けているという点で現在完了形でもある。その結果、戦後日本における「戦後民主主義」という言葉は、ヨーロッパ政治思想史の「デモクラシー」という語彙からおおよそ離れて、人権、自由、平和、ある種の社会主義、あるいは時にある種のナショナリズムまで、およそ多くの意味あいを含みこむことになった。

戦後長らく東大法学部で「国際政治」を担当した国際政治学者・坂本義和（1927－2014）は、丸山眞男など「戦後民主主義」の代表的論者から強い影響を受け、自身もまた、雑誌『世界』を中心にジャーナリズムでも活躍し、「戦後民主主義」を代表する思想家の一人となる。

本報告の目的は、「戦後民主主義」という言葉が戦後日本において含ませてきた多くの思想的意味あいに触れたのち、その全体像のなかに坂本の思想を位置づけることである。

その際、本報告は、坂本の初期の言論、とりわけ「革新ナショナリズム試論」（1960 年）に着目したい。小熊英二の『民主と愛国』（2002 年）が代表的に示すように、丸山眞男や大塚久雄など戦後の進歩派知識人によるナショナリズム言説は 2000 年代に入ってにわかに着目されてきた。これら進歩派知識人によるナショナリズム言説において、坂本の「革新ナショナリズム論」は、他の論者とは異なるユニークな内容を示しており、その独自性は突出しているにも関わらず、先行研究においてその思想内容に対する検討は未着手の課題として残っていたからである。

本報告では、1960 年代の坂本のナショナリズム論に関し、以下の三つの特徴を強調したい。第一に、「東西冷戦の論理」によって政治的構想力を拘束されることへの抵抗であり、坂本において、冷戦イデオロギー克服の突破口は「日本の新たなナショナリズム」の創生に求められた。第二に、しかし坂本において、このナショナリズムは、ヒロシマとナガサキという特殊経験に根差した国民的反核思想、すなわち「平和」という象徴に依拠して構築されるという独特の展開をとげる。そして第三に、「平和」に依拠したナショナリズムによって東西両陣営をトータルに否定した坂本は、その理念の連続的展開として、日本の主体的な防衛構想を追求し、それは冷戦構造への依存を断ち切って日本の軍事的主権を国際連合へ譲渡していく具体的構想を必然化させるものであった。

このような考察を通して、平和と結びついた坂本のナショナリズム論の歴史的 position を確認するとともに、それを通じて、「戦後民主主義」の言論が現代なお含んでいる有効性を検証してみたい。

参考文献

大井赤亥・大園誠・神子島健・和田悠編著『戦後思想の再審判—丸山眞男から柄谷行人まで』法律文化社、2015 年

M.ウェーバーとルサンチマン論

——ユダヤ教をめぐって——

中澤 平（立命館大学大学院社会学研究科博士課程後期課程）

本報告の目的は、マックス・ウェーバーがニーチェのルサンチマン論についてどのように認識していたのかを明らかにすることにある。

本報告の問題背景にあるのは、ニーチェとウェーバーの共通点と相違点は何であるか、というより大きな問題である。ニーチェとウェーバーとの比較というテーマは、とくに山之内靖氏などによって提起されて以来、ウェーバー研究の一論点として議論されてきた。ところで、ウェーバーがニーチェについて言及する場合、そのほとんどがルサンチマン論に関するものである。したがって、まずなによりもルサンチマン論を焦点にして両者の思想の特質を明らかにし、その上で両者を比較するということが有効であると思われる。そこで、本報告ではとくにウェーバーがルサンチマン論に関してどのように認識していたのかという問題に迫る。

ウェーバーがルサンチマン論に対して言及する場合、一方では宗教倫理全般に一元論的にルサンチマン論を適用することに対しては慎重になり、そうした意図をこめてニーチェに対して批判的に構えているが、他方ではその意義を認め、とくにユダヤ教を分析する際には彼自身ルサンチマン論を適用している。

以上までのことに関しては、先行研究でもある程度確認されていると言えよう（E. Fleischmann(1981)、内田芳明(1968)、山之内靖(1993)、横田理博(1992)(2011)）。本報告ではさらに、ウェーバーがユダヤ教にルサンチマン論を適用したという点について着目し、具体的にはユダヤ教のこういった性格がルサンチマン的だと言えるのか、いつ何故ユダヤ教はルサンチマンを帯びた宗教となったのか、こうした点についてウェーバーがどのように分析していたのかを明らかにする。その際参照するテキストとしては、『経済と社会』の「宗教社会学」、『宗教社会学論集』の「世界宗教の経済倫理」に収められた「序論」「古代ユダヤ教」および「パリサイびと」を予定している。

本報告を通して確認しておきたいことは、まずウェーバーがユダヤ教にルサンチマン論を見出すとき、それはとりわけユダヤ教の苦難の神議論に関してである、ということである。とくに「第二イザヤ」にみられる苦難の神議論においてルサンチマンの影響がみられるとウェーバーはみている。その結果、「第二イザヤ」においては悲惨な状態におかれたユダヤ民族のその悲惨さそれ自体を栄光化する神議論がうまれたわけであるが、それまでの神議論が悲惨な事態を神の罰として考え、決してそれ自体をプラスのものとして評価していなかったことを鑑みれば、「第二イザヤ」の神議論は「価値逆転」した神議論であると言える。こうした「価値逆転」を説明するものとして、ウェーバーはルサンチマン論を適用したのではないかと考えられる。

賃金闘争としての福祉国家
——権力資源動員論と労働市場の独占価格の観点から——
天池 洋介（名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士後期課程）

2008年から2009年の派遣切りによって、数十万人が一斉に所得と住居を失い、生活が立ち行かなくなった。これによって失業が即生活困窮につながるという日本の福祉国家の脆弱さと、従来見えにくかった労働と福祉の接点が露わになった。新自由主義の席卷によって福祉国家が弱体化しているのは世界的な傾向ではあるが、その様相は各国様々である。ここで問題とされるべきは、福祉国家の強度、あるいは有効性であり、国家が国民の生活を確実に保障しているかどうか、それをどのように行っているのか、いないのか、である。

近年の福祉国家論はエスピン＝アンデルセンの議論に基づいた、福祉国家の多様性論がその主流をなしている。多様性や類型化を追求することで、確かに各国ごとに異なる福祉国家の多様な姿を詳細に描き出すことはできるが、福祉国家の強度や有効性の是非が不問にされてしまう。それは福祉国家の発展と衰退の原動力が明確に位置づけられていないからである。

他方、福祉国家論で繰り返し取り上げられてきたのが、労働者や労働組合、労働者政党による政治的権力の動員によって福祉国家が形成されるという権力資源動員論である。権力資源動員論では福祉国家発展の要因は、労働者の権力資源の動員であり、明確に位置づけられている。しかし権力資源を動員してどのように福祉国家を機能させるのか、その福祉国家のメカニズムがはっきりしてこなかった。

そこで本発表では福祉国家とは労働者の生活水準を維持・向上させるために、労働組合によって形成された労働市場の独占価格を補完・補強する制度であることを提起する。労働者はその商品である労働力を日々売ることなしには生活できない、つまり労働力商品は保蔵ができないため、価格メカニズムに基づいて供給過剰となり、価値（生活水準）以下の価格で売らざるを得ない。しかし福祉国家制度の元では失業保障や年金給付による生活保障、つまり労働力の保蔵によって、生活水準以下での賃労働を排除し、価格メカニズムを抑え、独占価格の維持がなされる。

エスピン＝アンデルセンが福祉国家の基準として挙げる「脱商品化」では、福祉国家は労働市場から距離をおいた福祉受給者のためだけの制度となり、広範な運動にはなり得ない。また誰もがいつかそうなるかもしれない、という可能性だけでは労働者の権力資源を動員することはできない。福祉国家の形成や強化は労働市場における独占価格の維持・強化のためのものであり、よってそれは労働者の現実的な問題である労働運動の賃金闘争の一形態となる。労働の延長線上に社会保障が位置づけられることで、権力資源を動員しうるものになるのではないだろうか。

サードセクター論による経済的オルタナティブへの視座
——アメリカ型とヨーロッパ型の比較をもとに——

伊藤 好一（北海学園大学大学院経済学研究科博士課程）

グローバル規模での新自由主義的政策の蔓延により、格差問題やセーフティネットの崩壊など、さまざまな社会問題が深刻化している。そうした現実をうけて近年、経済的オルタナティブを模索する動きとして、欧米を中心にサードセクターに関する議論が活発化している。欧米でのサードセクターに関する議論は、日本におけるいわゆる「第三セクター(行政と民間企業の共同出資によって設立される法人)」論とは大きく異なる。国際的なサードセクターに関する理論化の動きは「アメリカ型」と「ヨーロッパ型」の2つに分類される。「アメリカ型」はジョーンズ・ホプキンス大学の研究成果が基礎となっており、国際的なサードセクター概念の主流派とみなされている。一方の「ヨーロッパ型」はサードセクターの各側面を相対的に分析し、ヨーロッパの歴史を反映させる形で概念化が目指されている。両概念の相違としては、3点挙げることができる。

第1に組織類型についてである。「アメリカ型」は「非営利組織(non-profit organizations)」研究から端を発しているため、主体となる組織には利潤の非分配制度が求められている。一方の「ヨーロッパ型」では、協同組合や共済組合、アソシエーションといった「社会的経済(social economy)」の役割を重要視しており、主体となる組織には利潤の私的、個人的な取得の制限が求めている(制限のうえでの利益分配を容認している)。

第2にセクターとしての独自性についてである。「アメリカ型」では新古典派経済学の視点が色濃く反映されており、サードセクターは市場や政府の失敗への対応策として生まれたものとされている。そのため「市場」「政府」「サードセクター」はそれぞれ独自性を持ったセクターとみなされ、ヒエラルキー構造の形成を必然と捉えている。一方の「ヨーロッパ型」では、福祉国家としての歴史と「社会的経済」の関係性からサードセクターを捉えている。そのため各セクターを独立したものではなく、媒介性が必須とされている。

第3にサードセクターが依拠する行動原理の相違についてである。「アメリカ型」では、これまで再配分(redistribution)の主体として政府が担ってきた役割をサードセクターに移譲(もしくは一部譲渡)することで、政府の失敗に対する克服が目指されている。そのため「アメリカ型」の基礎となる行動原理は再配分であると考えられる。一方の「ヨーロッパ型」では、互酬性(reciprocity)の原理が基礎とされており、市場や再配分といった行動原理とのハイブリット化が目指されているところにサードセクターの特徴を見出している。

これらを踏まえて本報告では、サードセクターを単なる組織論や運動論としてではなく、経済的オルタナティブを模索するための一つの視座として捉えることを目的とする。そのうえで、「アメリカ型」と「ヨーロッパ型」におけるサードセクター論の相違を明確化し、日本型サードセクター論構築への有用性と課題を探る。

アドルノの「同一性」批判について
——認識・社会批判と「客観の優位」の観点から——

志田 圭将（一橋大学大学院言語社会研究科修士課程）

本報告の目的は、アドルノによる「同一性」の批判を、認識・社会批判と「客観の優位」の観点から素描することである。

アドルノは、主観主義的な同一性思考に対する批判の中で、客観の優位という考えを示している。主観主義的な同一性思考、特にドイツ観念論の哲学は、主観こそが客観を作り出しているとする。このことは、主観の側から客観を自身に同一化することを意味する。例えば、フィヒテやヘーゲルらは、「物」のような性質を帯びて主観に対立する社会が、実際には主観によって媒介されていることを見抜いた。これによって、主観と、客観としての社会との同一性を示した。しかし、アドルノは、社会は諸主観に還元されえず、主観に対して敵として現れるのであり、主観こそが徹底的に社会に媒介されているのだと反論する。この文脈では、客観の優位とは、客観は主観にとってやはり他なるものであるということ、主観にとって他なるものこそが主観の構成的契機であるということを示すものである。

同一性原理の批判という点で、アドルノにとって認識批判と社会批判は一致する。アドルノは、主観の側から客観を同一化することを批判すると同時に、これと同じ同一性原理によって、人間は社会に従属させられているとも主張する。この従属は、同一性原理の社会的モデルである交換原理によって生じる。交換とは、諸々の対象を同一化し、等置する働きである。この働きが人間にも適応されたとき、人間はその具体性を捨象された抽象的な個へと還元される。つまり、人間は社会における機能としてのみ肯定されることになる。交換原理によって貫かれた社会においては、社会の機能としてのあり方こそが人間の本質として課せられており、そうでないあり方は非本質的なものとみなされることになる。この場合、自己は自己としての内実を既に失った状態にある。社会において自己であるということが意味するのは、自己が、自身の内にある他なるものをいわば存在しないものとみなし、自己自身の同一性を擬制として作り出すことである。だが、実際には、自己は自身の中にその構成的契機として他なるものを含んでいる。こうした他なるものは、例えば肉体的契機、痛みとして、その存在を主張する。アドルノは、「自己」に対して他なるものとして存在する自己に「実存」のような名を与えることは、その実体化であると批判し、それをあくまでも非同一的なものと呼ぶ。この文脈では、客観の優位とは、主観としての「自己」の内に他なるものが内在していること、その構成的契機であることを示すものである。

本報告では、以上の点、つまり主観は外部の世界を他なるものとして経験すること、その外部の世界こそが主観を形作っているということ、そうして形成された主観の内部において主観は他なるものを経験すること、これらの連関をより詳細に検討する。

イギリス福祉国家におけるハウジング研究の射程
——ヴィクトリア時代・大戦間期における「住居管理」に注目して——

栗原 真史（一橋大学大学院社会学研究科修士課程）

「住宅」という対象は、市場あるいは国家において単に独立した商品として交換・分配されるだけではなく、資本主義的生産様式や社会的地位秩序といった社会関係のなかにしっかりと埋め込まれたモノとして研究する必要がある。本報告では、そのようなモノとしての住宅を、イギリスの住宅事情に関するハウジング研究の豊富な先行研究のなかに位置づけ、社会関係が固有の仕方で表出する場としての住宅の性格を示すことを試みる。その際、19世紀後半の民間セクターによる住宅供給と、20世紀前半の行政セクターによる公営住宅供給における借家人一家主関係を軸として、住宅というモノを通じた社会関係の「調整」と「再生産」の局面を焦点化することとする。

本発表が注目するのは、ヴィクトリア朝中期以降のイギリスにおける「住居管理 housing management」をめぐる動向である。イギリスにおける近代的な住居管理は、単なる住宅の物的水準の維持・管理や住宅経営に留まらず、多様な活動領域をもつことを特徴としており、その起源は、ナショナル・トラスト運動の創設者として知られるオクタヴィア・ヒルの非営利活動にある。ヒルの住居管理は、労働者階級、低所得層を対象に、借家人の住居の状態と道徳的状态を互に関連したものとして扱い、その双方の改善を目指す。ヒルは、一方で当時の政府によるスラム・クリアランスに批判的であり、労働者階級の住宅問題を適切な住居管理を通じて解決すべきものと考えた。しかし、他方で、この管理方式は、定期的な家賃の徴収や、借家人自身による清掃・修繕といった義務を各自が完全に果たすような借家人一家主の「申し分のない satisfactory」関係を要請する厳格な側面を合わせもつものである。このオクタヴィア・ヒル方式を母体として、イギリスにおける住居管理は、民間家主、地方自治体（カウンスル）、中間団体（慈善事業トラスト、ハウジング・アソシエーション etc.）といった多様な担い手を通じて、借家一家主関係のなかでイギリスの社会的秩序を「調整」し「再生産」しながら、揺れ動く。1919年アディソン法以降、地方自治体が大量の公営住宅供給を担うようになるが、そこでもやはり労働者階級を対象とする公的住居管理において、新たな借家一家主関係の要請が見出されることとなるのである。

近年のイギリス福祉国家に関する議論は、「福祉の複合体 Mixed Economy of Welfare」史観に基づき、多元的な視点から19世紀における自由放任主義と20世紀における福祉国家との連続と断絶を指摘する。さいごに、こうしたエコノミーのなかに住居管理についての議論を導入することで、新自由主義のメルクマールとしてしばしば語られる1980年のサッチャー政権による公営住宅払い下げのもつ歴史的意味をあらためて問い直すための足がかりとしたい。

「やりたいことがわからない」のはなぜか

——若者が直面する困難——

伊藤 賢一（群馬大学）

『〈私〉をひらく社会学』（豊泉周治ほか, 2014）にも載せたエピソードだが、数年前指導学生の一人から「自分のやりたいことがわからないので、どういうふう就活をしたらいかが困っている」と相談されたことがあった。たいていは親の希望や友人・先輩などのアドバイス、大学の就職支援窓口からの紹介などがあって何とか就活に臨むものであるが、この学生は、親に相談しても「自分のやりたいようにしろ」としか言われぬ、と本当に困っている様子であった。

個人的にさまざまな事情があったのだと思うが、社会学的想像力（Mills, Ch. W.）を働かせるならば、彼の悩みにはより大きな社会変動の影響を読み取ることができよう。あるいは、少なくとも社会的文脈に置いてみることで、現代の若者が直面している困難をかいま見ることができるのではないだろうか。

第一に、この悩みは「職業選択の自由」があるからこそ現実のものとなる悩みであって、近代社会が実現してきた自由化の意図せざる結果、あるいは後期近代に登場してきた個人化（Giddens, A.; Beck, U.）の顕れ、と解釈できる。われわれは誰もが自分の人生の「作者」として選択に次ぐ選択を、と同時にその責任を引き受けることを強いられてもいる。注意しなければならないのは、この「選択」は可能性でもあり強制でもある、ということである。近年の雇用環境や就職状況を考えれば、この「選択」は決してバラ色のものではありえない。

第二に、将来の夢や希望を育む人間関係の危うさを読み取ることもできよう。われわれがアイデンティティを確立し、自分の個性や傾向を見出していくことが可能であるのは、他者とのコミュニケーションを積み重ねていくことによってである。自分が何者であるか、どんな存在でありうるか探究し答えを見つけていくことは、青年期特有の、いわば普遍的な発達課題ではあるものの、現代社会の「歪み」がここに影響しているとも考えることもできる。さまざまな若者研究が示唆する関係性の変容は（浅野, 2006; 辻, 2006; 土井, 2008; 加藤, 2014）、現代に生きる若者たちの間に以前のような相互承認が成立しにくい状況を作り出している可能性を示唆している。

第三に、さらに状況を複雑にしているのはメディア環境の進歩とそれがもたらす意図せざる効果、といえる。原田曜平（2010）が指摘しているように、SNSの普及は若者たちの間にそれまで考えられなかったような持続的な相互監視状況を作り出している可能性がある。もちろん、原田の指摘するような新しい「ムラ社会」が成立していると即断することはできず、デジタル機器やネット環境をしたたかに使いこなしている若者も少なくないという指摘もある（boyd 2014=2014）。とはいえ、状況の複雑化は否定できない。

本報告は、いわば『〈私〉をひらく社会学』の続編であり、現代社会に生きる若者が直面している困難を社会学的に読み解くことを目指すものである。

文献

浅野智彦編, 2006, 『検証・若者の変貌』, 勁草書房.

boyd, danah, 2014, *It's complicated: the social lives of networked teens*, Yale University Press.
= 2014, 野中モモ訳, 『つながりっぱなしの日常を生きる — ソーシャルメディアが若者にもたらしたもの』, 草思社.

土井隆義, 2008, 『友だち地獄 — 「空気を読む」世代のサバイバル』, ちくま新書.

原田曜平, 2010, 『近頃の若者はなぜダメなのか — 携帯世代と「新村社会」』, 光文社新書.

伊藤賢一, 2014, 「やりたいことがわからない — 自由化／個人化の帰結」, 豊泉周治ほか, 『〈私〉をひらく社会学 — 若者のための社会学入門』, 大月書店, pp. 146-164.

加藤篤, 2014, 「若者の〈つながり〉をどう考えるか — 若者の友人関係に関する研究を手がかりにして」, 長田攻一ほか編, 『つながるつながらないの社会学 — 個人化する時代のコミュニティのかたち』, pp. 108-133.

辻泉, 2006, 「「自由市場化」する友人関係 — 友人関係の総合的アプローチに向けて」, 岩田考ほか編, 『若者たちのコミュニケーション・サバイバル — 親密さのゆくえ』, 恒星社厚生閣, pp. 17-29.

コミュニケーションの成立基盤
——若者支援における身体性と場の生成——
南出 吉祥（岐阜大学）

はじめに

社会のいたるところで喧伝される「コミュニケーション（能力）」。その過剰なまでの圧力の問題性は言うまでもないが、他方でコミュニケーションは個別分断化されがちな社会状況に対抗し、他者とつながっていくための重要な回路としてもある。その両義性を超越していくためには、「コミュニケーション」をどのように捉え、いかなる実践を構築していくべきなのか。そのことについて本報告では、若者支援における若者たちの実情と実践の様子を題材にしながら、「身体性」と「場の生成」という回路に着目し、考えてみたい。

1. 〈声〉を奪われた若者たち

（1）社会規範からの呪縛と動けない身体

；「学校行かなきゃ」「働かなきゃ」という社会規範からの要請（※社会から排除されればされるほど、増幅する）と、それが適わない身体性とのギャップにより、自己否定が日々積み重なり余計に動けなくなってしまう苦しさ

（2）感覚・感情の抑制

；長期のひきこもり状態に置かれていた人びとの感覚・感情表出の弱さ
…上記の苦しさや自己否定の積み重なりから、自身の感覚・感情の感度を下げることにより生き延びるという防衛機制が生成されるという面と、感覚・感情を表現する手段と相手を奪われた状態に長期間置かれてきたことによる面と。

（3）身体性の回復・解放という支援

；「ただ走る」「声を出す」「色を塗りたい」など、社会規範に支配され硬直している身体をほぐし、解放していくという実践展開
…それにより、自己の身体の〈声〉（「疲れた」「お腹すいた」という感覚など）を取り戻し、「自分自身から発するニーズ」を見出すことが可能となる

2. コミュニケーション不安／不全

（1）過剰・過小なコミュニケーションと基本的信頼

；生きづらさを抱える若者において、自分自身でも收拾がつかなくなってしまうほど過剰に言葉を発してしまい、かえって他者に伝わらなかったりすることもあるれば、

うまく言葉を発することができず、他者に伝えられないままになってしまうこともある

…その背景には、自己-他者-社会に対する不安（基本的信頼の棄損）があり、精神的余裕のなさがある

（2）コミュニケーションの前提としての共通性（安心）と差異（刺激）

；未知への投企であるコミュニケーションが成立するための条件として、「この人に話しても大丈夫だ」「ちゃんと受け止めてくれるはず」という基本的な信頼と、自己と他者は違う存在であるという差異への了解という二つの次元がある。とりわけ前者が奪われた状態に置かれた者にとって、後者は自己を脅かす危険な存在となり、コミュニケーション場面からの忌避感覚を呼び起こす

（3）「コミュニケーション」を必要としない場の設定

；上記の困難を抱える若者にとって、「雑談」という場面ほど恐ろしいものはない。そこで必要となるのが、「対話」（≡人と人との言語的やり取り）が前面化しないままに、何か作業をする（≡身体次元でのやり取り）など他者と場を共有できるような仕掛けづくり

…「作業」をしていくなかで、徐々に「共有」次元が増えていき、「身体」のみにとどまらない余剰から言語的やり取りもしだいに生じてくる

3. コミュニティ生成という課題

（1）「他者に受け止められる」という経験

；どちらかというところ、個別相談（≡聴き取り）の過程で展開されることが多いが、社会的属性（できる／できないの指標など）ばかりで評価されてきた自分に対し、そのままの自分を受け止め受容されるという存在肯定の次元

（2）他者と共に居られる場（居場所）の確保

；上記受け止めは、そのみだと一方的な依存を生み出し、共依存的支配構造にも転化してしまう。個別的な関係としての受容を、複数の他者とともに居られる場へと拡張していくことにより、「他者とともにある自分」を見出し受け止めていく次元

（3）他者と共に創り出していく場の生成

；上記居場所の確保と連動する形で、その場自体の生成・運用に寄与していくという次元。スタッフからの促しや役割期待なども重要な契機となるが、そのコミュニティに内在する文化を介した周辺の参加の力によるところが大きい。

…そうした場における経験蓄積を元に、外部の社会への挑戦の模索が試みられたりもする

まとめーコミュニティに宿る力としてのコミュニケーション

「コミュニケーション」は、発信・受信・メディア・コンテンツ・環境などさまざまな要素・契機が絡み合って成立しているものであるが、分節化された把握で失われがちになるのが、そのコミュニケーションが成立している場のありよう、コミュニティの存在である。コミュニケーションとは、冒頭でも述べたように人と人をつないでいくための回路であることは間違いないが、その「人と人」は、どのような場に置かれているのか。その部分を問うことなしに、「関係」のみを取り出しコミュニケーションを問うてしまうことは、結局のところ個人還元主義的な関係論へと水路づけられてしまう。

本報告で見てきたように、コミュニケーションに困難をかかえがちな若者たちの背景には、まずもってコミュニケーションの出発点となるはずの「ニーズ表出」（そしてその土台としての身体性）が奪われていた。そしてまた、自己-他者-社会への基本的信頼（とそれを醸成する場＝コミュニティ）を奪われていた。それらの回復により、社会の中へ自己を位置づけ直すことが可能となり、結果として他者とのコミュニケーションも獲得している。

こんにちにおいて、これほど「コミュニケーション（能力）」が喧伝されている理由としては、それを醸成しうるようなコミュニティが生活上の諸局面から奪われ解体しているからに他ならない。ここで見てきたような場＝コミュニティの生成・回復こそが、個別化されたコミュニケーション把握を越え、他者とつながる回路としてのコミュニケーションを再奪取していくための契機となっていくだろう。それをごく一部の若者への「支援」に留めることなく、社会全体における実践的営為として拡張していくことが必要である。

フェミニズム理論のネオリベリズム／ポスト植民地主義批判
——ナンシー・フレイザーのフェミニズム批判から——

菊地 夏野（名古屋市立大学）

1 フェミニズムにおける「文化」とそれ以外のもの

本報告では、フェミニズムの視点から「文化研究」について考えてみたい。

フェミニズムの歴史において、「文化」は常にといいてよくらいに中心的な位置を占めていた。近代初期において女性運動の大きな課題となったのは、法的な平等、政治的な平等の達成だった。日本でもまた欧米諸国でも、女性は「遅れてきた市民」と処遇され、そのことの是正が喫緊の目標とされた。この運動は、また大衆的な文化の成長とともに、広く女性の支持も得ていった。しかし一方で、「非文化」的なところでのフェミニズムも常に存在していた。政治や法律などの文化的な面での課題を訴えるに止まらず、労働や資本といったより硬質の問題に対して「女性」の立場から抑圧を批判していく運動や思想も確かにあった。

むしろフェミニズムはそのように相異なり対立も含む思潮が、「女性」の名の下に渾然一体となって集合して構成されていることが力であり、可能性であろう。そのような混淆の中で、「文化」は常に問題含みの鍵となる言葉だった。

日本社会でフェミニズムが大きな影響力を持っていた時代、論争されたのも「文化」に対する態度だった。当時のフェミニズムに対する「商業主義」という批判は「文化主義」へと読み替えられ、上野千鶴子は大越愛子らのフェミニストを「文化還元主義」として批判した。今はほとんど顧みられることもないこのフェミニズム内部の論争は、現在の日本社会の状況から振り返ると、一定の意味をもって感じられる。

さらに、上記の論争のモチーフは、英語圏のフェミニズムにおいてより理論的に精緻な形で再演される。それは、今回取り上げるナンシー・フレイザーとジュディス・バトラーの論争から始められた。フレイザーは、フェミニズムやLGBTらの運動が文化的な面での承認にばかり重点化してしまっていると指摘し、それ以外の分配をめぐる政治の再評価と承認と分配の均衡が必要だと論じた。それに対してバトラーはフレイザーの文化と経済の区分が恣意的であると反論したが、論争はいったんそこで止まっている。

このように、フェミニズム研究は、文化研究を中心としながらも、常にそれに対する内在的な批判をはらみつつ歴史を織り上げてきた。そのせめぎ合いを考えると、これを単なる左翼からの女性運動への批判として整理できるだろうか。できないとしたら何が理由だろうか。「文化」対「それ以外」とされた対立軸は何を隠しているのか。これを明らかにするのが本報告の第1の目標である。

2 ネオリベラリズム下のフェミニズム——批判とオルタナティブ

バトラーとの論争後 20 年近くを経て、フレイザーはさらに重い批判をフェミニズムに投げかけている。

各国の公共セクターは縮小し、格差は拡大しながらもそれらに対する怒りは政治的に結実し難い。差別を前面に掲げる言説が跋扈し、オルタナティブを構想すること自体が力を奪われ、まるで全てのものが資本のためにこぞって自発的に動員されていくかのようである。

フレイザーはこのような新自由主義的变化を嘆くだけでなく、この事態にまさにフェミニズム自身が手を貸してしまったのではないかと問う。フェミニズムはその革新力を失い、逆に体制の構築に加担したというのである。

もしその批判が正しいとしたら、それはこれまでフェミニズム内で展開されてきた論争とどう関わっているのか。フレイザーのバトラーへの批判は、この事態を予見していて、バトラーの限界が露呈していたといえるのだろうか。

ネオリベラリズム下で女性にとっての国家と資本のありようは変更され、その結果ジェンダー／セクシュアリティ秩序の再編がなされた。フレイザーやバトラーはこの再編をどのように認識しているか、ポストフェミニズムの議論を参照しながら整理する。

また、フレイザーやバトラーとは少し違う位相からフェミニズムの抑圧性を批判してきたのがガヤトリ・C・スピヴァクである。スピヴァクの植民地主義批判からのフェミニズム観は、文学教育の可能性を展望する現在の立場のなかにどのように位置づいているのか。

本報告では第2の目的として、これらフェミニストの現在の議論をネオリベラリズム批判の観点から読み直したい。そして何らかの形で引き出し得る示唆を明らかにしたい。

分科会のテーマに立ち返っていうと、資本の抑圧を明示しながらも文化を記述するための方法、さらには文化の内部に潜む資本の暴力の跡を直視しながら、同時に抵抗を生み出す文化の可能性をも記述する方法を、フェミニズムの立場から探ることを試みたい。

テキスト・現実・価値
——エドワード・サイードにおける文化研究の両義性——
橋本 直人（神戸大学）

ポストコロニアリズムは、文学的テキストを中心とする文化研究を主要なフィールドとして展開してきた。そして、西洋の古典的テキストの分析を通じ、植民地や被植民者に関する、またその対立項としての「自己」＝西洋に関する文化的な表象がいかにして植民地支配を先導し正当化してきたか、その意味で文化が帝国主義的支配・抑圧構造とどれほど密接な共犯関係にあるかを明らかにしてきた。このようなポストコロニアリズムの展開は、伝統的な文化研究に対してまったく新しい地平を開いたと言えるだろう。

その一方で、ポストコロニアリズムに対する批判もまた、しばしばその文化研究のあり方と密接に関わる形で提起されてきた。たとえば、植民地や被植民者に関する文化的表象の本質主義に対するポストコロニアリズムの批判が反植民地運動のナショナリズムの拠り所をも無力かしてしまうのではないか、という批判、あるいは、ポストコロニアリズムが帝国主義的支配構造への批判をテキスト内の分析で代替することで、テキスト外の「ハードな」現実的支配・抑圧の構造がかえって見えなくなってしまうのではないか、という批判は、その代表的なものであろう。

このように見てくると、ポストコロニアリズムにとって文化研究のもつ両義性がきわめて重要な問いとなっていることが見て取れるだろう。そこで本報告では、エドワード・サイードの思想を検討することで、この両義性の一端について考察したい。なぜなら、テキストの詳細な分析を通じた文化と支配・抑圧との関係の暴露という手法や、文化的表象の本質主義に対する批判、さらに帝国主義文化に対する抵抗の可能性の問題など、文化研究の両義性をめぐる諸問題は、ポストコロニアリズムの「古典」たるサイードのテキストのうちにすでに見出しうるし、それゆえにサイードの検討はこの両義性の問題を考察するための格好の手がかりとなりうるからである。

特に、本報告では以下の2点を中心に検討を進めるつもりである。

(1) 帝国主義文化の閉域とその「外部」

サイードは、「自己」(＝西洋)／「他者」(＝オリエントおよび被植民者)の二分法に基づく文化的表象が同語反復的に強化されることで「他者」の現実が隠蔽され、その結果として西洋の帝国主義文化は「他者」に脅かされることなく自己完結性のうちに安らぐことになる、というメカニズムを分析する。こうした分析の基礎として、サイードは現実を構成するものとしての言説の概念を用いるのだが、その結果、帝国主義文化の「外部」にある「現実」がかえって見えにくくなってはいないだろうか。

サイード自身は文学テキストとその「外部」の植民地支配の現実とのからみ合いを指摘しており、その意図として「テキスト還元主義」に陥っているわけではない。だが、

言説概念に基づく彼の帝国主義文化分析は、現在のポストコロニアリズムが抱える問題の原型と言えよう。こうした観点から、テキストないし文化とその「外部」の「現実」との関連をサイードがどのように考えていたのかを検討したい。

(2) 抵抗としての「遡航」と文化的価値

西洋帝国主義文化の同語反復的な自己完結性に対し、サイードが『文化と帝国主義』の中で抵抗の契機と位置づけたのが「遡航」の概念である。すなわち、帝国主義文化に支配された被植民者の知識人が、帝国主義文化を学び再獲得することで帝国主義宗主国の内側に入り込み、文化の自己完結性を打破する活動にサイードは抵抗の可能性を見出した。

だが、サイードのこうした展望に対し、「遡航」自体が帝国主義的な支配構造内での「サクセス・ストーリー」の第三世界版であり、支配構造自体は変えられないのではないか、という指摘もみられる。言いかえれば、被植民者知識人の「遡航」が可能なのは帝国主義文化の自己完結性を脅かさない範囲でしかないのではないか、という批判である(この批判は、たとえば現在のアメリカにおけるポストコロニアリズムの「体制化」にも関係する)。

私見では、こうした批判に対してなお「遡航」を抵抗の契機と見なしうるとするなら、「遡航」が単なる制度内的な寛容の産物ではなく、むしろ宗主国／植民地の二分法を越えたある種の普遍的な文化的価値をそれ自身で有していることを前提せざるを得ないように思われる。そして実際、晩年のサイードは本質主義批判を堅持する一方で、(宗主国文化には限らないが)文学作品の「美的な価値」について語っている。そこで、このような「価値」の導入が本質主義批判や言説分析といかなる関係にあるのかを検討したい。

現代資本主義社会の現実把握のための二重の論理
——世界社会フォーラムに關与するマルクス派の知的類縁性の探究——
大屋 定晴（北海学園大学）

1990年代以降、資本主義的活動の領域的再編と金融化を伴う新自由主義的グローバリゼーションが展開されてきた。この動向に対して抵抗運動も、社会的・地理的環境に応じて多様なかたちで生じた。これらの運動体を糾合させてきたのが、2001年から始まった「世界社会フォーラム」（以下、WSF）である。マルクスの思想に影響を受けた批判的諸思潮に限っても、トロツキストや世界システム論派など、広範な論者が社会フォーラムに關与した。そこには、多様な諸運動の同盟が反資本主義運動の必須条件であるという認識がある。新自由主義批判の潮流に身を置くマルクス主義者が、このような認識を共有するのはなぜか。また、それは、現代資本主義社会の展開に関する或る種の共通理解と關連しているのではないか。これが本報告の課題である。

ところで社会フォーラムに加わったトロツキスト系運動に一定の知的影響を与えた一人が、エルネスト・マンデルである。彼は1970年に、当時のアメリカ帝国主義の現状把握をめぐる論争にさいして、「普遍的な不均等複合発展の法則」を示唆した。そして資本主義発展の長期波動は、資本主義的運動法則の内的論理だけではなく、資本主義的生産様式が機能する社会的・地理的環境全般における非経済的・「外生的」要因——資本主義諸国の競争、征服戦争、階級闘争——の変化から、説明されると主張した。

以上のマンデルの議論は、マンデル派の思想家と一般的には異なるとされる他のマルクス派の議論にも影響した可能性がある。たとえば、世界システム論派のイマニュエル・ウォーラーステインは、WSFに積極的に参加し続けている知識人であるが、彼の著作は、記述的次元にとどまりつつも、非経済的要因である国家間体制と資本主義世界システムとの連関構造を重視し、また独自の長期波動論を展開しようとしている。

とりわけ資本主義発展の内的論理と、それと「外生的」要因の変化との媒介による資本主義の長期波動の展開というマンデルの主張は、WSF創設者の一員であるサミール・アミンの議論とも、似通うところがある。アミンは、16世紀以降のヨーロッパ重商主義時代における政治権力の分散化（前資本主義的な「貢納制社会」における「不均等発展」）と中心部・周辺部への地理的分割とを、資本主義の歴史的分岐点として重視し、この点で世界システム論派と軌を一にする。しかし、彼の議論の特色は、①社会的組織内の諸審級の自律性と相互接合とにもとづく歴史の運動理解（「決定不全性 *sous-détermination*」）と、②「世界規模での価値法則」の貫徹——あるいは経済的審級による社会生活の支配（「経済主義的・重商主義的疎外」）——という資本主義社会の特殊性理解である。

アミンとマンデルには、その政治的主張に違いがあった。さらにアミンは、「不均等発展」という言葉を、体制変革の発端としての周辺部の評価に関わる概念として、限

定的に使用している。だが重要なのは、人間の歴史に不確実性をもたらす諸審級（政治、経済、文化）の「決定不全性」と、現代資本主義社会における「世界規模での価値法則」の展開という二重の視点である。「決定不全性」による歴史理解は、世界システム論派における多元的な世界システム理解や「反システム運動」把握にもつながりうる議論である。だが同時に、「世界規模での価値法則」を看過しているとして、アミンは、ウォーラステインらを批判している。アミンは、マンデルと同様、資本主義発展の内的論理と「外生的」要因との、歴史的現実における媒介を主張しており、それゆえ「ヨーロッパ中心主義」という文化的課題をも自らの研究対象とし、体制変革における意識性の契機を重視してきたのである。

このように述べる事が可能であるとすれば、WSFを肯定的に評したマルクス主義経済 - 地理学者デヴィッド・ハーヴェイにも同様の共通性が看取できる。アミン＝ウォーラステインとハーヴェイとは、反植民地闘争の歴史的意義や、地理的編成を伴う資本主義の内的論理の理解などの点で異なっている。だが、現代資本主義を理解しようとするハーヴェイの広狭二義の「地理的不均等発展」論は、アミンの「世界規模での価値法則」と「歴史の決定不全性」とに通じるものがあり、ひいては、マンデルの資本主義発展の二重理解ともつながっている。ここに、WSF評価も含む現代マルクス主義派の知的類縁性があるのではないだろうか。

現代資本主義における低開発概念
平野 研（北海学園大学）

新自由主義を基盤とするグローバル資本主義体制において、支配側である「帝国」に対する分析は様々な角度から行われてきている一方で、その対極である従属については十分に議論されているとは言い難い。従属の分析は、個別の停滞の原因説明、および処方箋では不十分であり、世界資本蓄積体制という視角からの分析が不可欠である。ここでは、世界資本蓄積体制における従属を捉えようとした分析視角として、従属論などによって 50～80 年代に展開された低開発概念を、現代資本主義において再規定し、さらに展開させることを目的としている。

この低開発概念は、戦後フォーディズム体制における一次産品供給基地としての発展途上国を表す概念として一時期、広く展開されてきた。近代化論は、低開発の原因を国内構造問題のみで捉え、解決策として先進国からの開発を押し進めるものであり、そこに世界資本蓄積体制という視点は存在しない。それに対して従属論は、低開発を世界システムによって創出され、進化してきたものと規定し、先進国主導の開発を従属拡大するものとして、改善提言あるいは批判を行った。従属論は多方面に影響を与え、議論が展開されてきたが、分析視角としての低開発概念の構築という意味では、S.アミンの理論が一定の役割を果たしたと言える。アミンは、先進国を工業化（フォーディズム）を基盤とした資本主義的生産様式が専一化する社会構成体として、そして途上国を多様な生産様式が混在する社会構成体として分析し、世界資本蓄積体制における支配-従属関係を明らかにしようとした。さらに、途上国の「多様な生産様式の混在」は、単に古いシステムの残存ではなく、非資本主義的生産様式が先進国の支配へ適合的な形で再編成されたものであり、開発はそれを解消するというよりは、むしろ強化するものとして批判し、当時の戦後フォーディズム体制という世界資本蓄積体制を鋭く描き出した。

しかしこの枠組みでは、80 年代以降の NIEs、ASEAN 諸国などの工業化する途上国の成長、および新自由主義的政策の先進国・途上国両方での国際的展開、という世界資本蓄積体制の変化に対応することが出来なくなった。90 年代には社会主義圏が崩壊し、新自由主義が席卷しグローバル資本主義体制という新たな世界資本蓄積体制において従属論はその勢いを失った。ところがグローバル資本主義体制において、貧困や格差の問題はますます拡大し、途上国のみならず、先進国をも覆いつつあり、より複雑な現代的な従属の様相を呈している。このような新たな従属に対して、低開発概念を援用して近接していく。

重要な点は、社会構成体の変化である。社会構成体は先進国および途上国の両方において、アミンの想定したものとは大きく変化した。特に工業化した社会構成体では、多様な生産様式が、新自由主義的政策とともに、先進国の在外生産化によって工業化が進展にともない変質した。ここでの生産様式は、先進国のフォーディズムとは異なり、大量生産システムを併存させない独自の周辺部フォーディズム（リビエッツ）と

して支配的となった。以前の社会構成体では非資本主義的生産様式が再編成されたものであったが、ここでは工業生産という資本主義そのものが再編成され、先進国以外での本格的な工業生産が実現した。工業化（資本主義化）した途上国から余剰収奪を確保するための国際下請構造、国際的金融市場、知的財産市場など国際的なシステムへの統合が、ワシントン・コンセンサスなどによる新自由主義への包摂ともに行われていった。

一方先進国では、在外生産化にともない、国内生産、投資が急速に減少し、それを補うためにフォーディズム的な大量生産＝大量消費のシステムを放棄し、新自由主義に転換した。先進国においても低開発が開始された。専一的な資本主義的生産様式はもはや存在せず、セーフティネットは崩壊し、貧困と格差が拡大することとなった。途上国の低開発と区別するならば、「ブラック開発」ともいえる状況が蔓延する。ブラック開発は我々の生活様式をも規定し、それによって生じた格差は社会構成体内に異なる生産様式が存在を示すものとなっている。そして、先の国際的余剰収奪システムにおかれても急速に成長する工業化途上国に対抗するという意味でも、ブラック開発による企業（特に多国籍企業）への傾斜は加速している。ブラック開発によって多国籍企業は肥大化し、その力で途上国からの余剰収奪を強化していく。

このように、グローバル資本主義体制において低開発はもはや途上国に固有なものではなく、世界資本蓄積体制の内部全体に展開され、資本主義あるいは工業生産をもその対象とする。これはまさに「低開発の発展」であり、現代資本主義における新たな低開発である。本報告では、これらの議論を整理し、さらに、もう一つの特徴として社会構成体間の連結についても言及する予定である。

宿泊施設のご案内

前橋駅周辺のビジネスホテルをご案内いたします。

直接予約よりも、宿泊予約サイトやパックツアーでの予約のほうが低価格の場合もございますので、各自ご確認ください。

コンフォートホテル前橋

〒371-0024 群馬県前橋市表町 2 丁目 18-14 027-226-7911

JR「前橋」駅北口より徒歩 3 分

カントリーホテル前橋

〒371-0024 群馬県前橋市表町 2-24-1 027-260-8000

JR「前橋」駅北口より徒歩 3 分

アパホテル前橋駅北

〒371-0015 群馬県前橋市三河町 1-8-3 027-224-3900

JR「前橋」駅北口より徒歩 8 分

前橋さくらホテル

〒371-0023 群馬県前橋市本町 2-16-1 027-220-1818

JR「前橋」駅北口より徒歩 7 分

東横イン前橋駅前

〒371-0805 群馬県前橋市南町 3-9-1 027-223-1045

JR「前橋」駅南口目の前

グレースイン前橋

〒371-0022 群馬県前橋市千代田町 5-20-6 027-235-1000

JR「前橋」駅北口より徒歩 10 分

メモのページ

唯物論研究協会

<http://www.zenkokuyuiken.jp/>

<事務局>

〒603-8346 京都市北区等持院北町 56-1

立命館大学産業社会学部 景井充研究室内 唯物論研究協会

Mail: mitkagei@gmail.com